

議第260号

京都市京北パラグライダー施設条例を廃止する条例の制定について

京都市京北パラグライダー施設条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市京北パラグライダー施設条例を廃止する条例

京都市京北パラグライダー施設条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 文化・スポーツ関連施設の項中「、京北パラグライダー施設」
を削る。

提案理由

京都市京北パラグライダー施設を廃止する必要があるので提案する。